

早稲田大学バーチャルワールドに関する運用暫定ガイドライン

リンデンラボ社提供のセカンドライフに代表されるような3Dバーチャルワールドの教育研究目的等の利用について、当面、以下のような暫定ガイドラインを設ける。

1. バーチャルワールドにおいて、教育目的の利用もしくは早稲田大学の建物や知的財産の構築や提供を予定している場合は、事前にメディアネットワークセンター（以下MNCという）に申請し、MNC研究教育部門委員会および管理委員会に届け出るものとする。MNCは総務部など関係箇所とも調整しながら大学の規定や法令順守の観点から必要な助言指導を行う。
2. 原則として、バーチャルワールド内の実験的な教育活動等において「早稲田大学」「大隈銅像」「大隈講堂」「演劇博物館」など、直接的に早稲田大学を連想させる固有名詞は使用しない。
3. MNCに「早稲田大学バーチャルワールド研究部会」（以下研究部会という）を設置し、バーチャルワールドにおける教育研究、生涯学習、校友サービスなどを目的とした諸課題について検討を深め、結果について学内に公開する。
4. 研究目的のバーチャルワールド利用については原則自由であるが、企業等と提携して実施する場合は事前にMNCに届け出るものとする。
5. MNCが必要と判断した場合には、MNCがバーチャルワールド内に土地や島を購入し教育研究目的の実験環境として学内の教員等に公開することができるように、研究部会において基準・ルール等について検討する。

2007年10月24日

メディアネットワークセンター